

令和 7 -17年度

うるま市道路等照明施設LED化事業

プロポーザル方式実施説明書

令和 7 年 7 月

うるま市

目次

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等	2
1 プロポーザルの概要	2
2 担当部署及び問合わせ先	4
3 応募概要	4
4 参加手続き等	6
5 参加資格の喪失	10
第2章 企画提案書等について	10
1 企画提案書等の提出	10
2 企画提案書等の作成にあたっての留意点	12
3 提案書における提示条件	13
4 無効となる企画提案書	13
5 企画提案書等の取扱い	13
第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定	14
1 審査の手続き	14
2 受託候補者の特定	15
3 特定の取消	15
4 審査結果に対する異議申し立てについて	15
第4章 その他	15
別紙 評価基準	16

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

- ア 業務委託名 うるま市道路等照明施設 LED 化事業
- イ 契約形態 ESCO 契約（ギャランティード・セイビングス契約）
- ウ 業務内容 道路・公園・港湾・市営住宅の屋外照明灯の LED 化及び保守管理
- エ 履行期間 契約締結日から令和 18 年 3 月 31 日まで
- オ 契約上限金額 238,205,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
 令和 7 年度限度額（初期投資費用（調査・設計、施工等にかかる費用）
 196,339,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
 令和 8 年度以降の限度額（ESCO サービス料（維持管理、効果・検証にかかる費用）
 4,186,600 円/年（消費税額及び地方消費税を含む。）
- ※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意し、見積書を提出する際は契約上限金額を超えてはならない。

(2) 書類一覧

本プロポーザルで用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	業務説明資料（仕様書案）	
3	プロポーザル方式実施説明書	
4	業務積算参考資料（業務内訳書）	
様式リスト（一覧）		
符号	様式番号	参加意向申出時の提出書類
1	様式第 1 号	質問書
2	様式第 2 号の 1	参加意向申出書
3	様式第 2 号の 2	委任状（支店・営業所等へ参加等を委任する場合に提出）
4	様式第 3 号	グループ構成表
5	※様式第 3 号関連	構成員間で交わした契約書又は覚書等※写し可
6	様式第 4 号の 1	会社概要
7	様式第 4 号の 2	企業状況表
8	様式第 4 号の 3	有資格技術職員内訳表
9	※様式第 4 号の 3 関連	各資格者 1 名分の資格者証の写し
10		監理技術者又は主任技術者の免許証の写し
11	様式第 4 号の 4	各役割の責任者業務実績表
12	様式第 5 号	ESCO 関連事業実績一覧表
13	様式第 6 号	暴力団排除に関する誓約書
14	様式第 6 号 続き	役員等氏名一覧表

その他の提出書類		
15	参加意向申出時提出	財務諸表
16	参加意向申出時提出	建設業の許可証明書
17	その他提出書類1※	印鑑証明書※写し可
18	その他提出書類2※	履歴事項全部証明書※写し可
19	その他提出書類3※	納税証明書（国税、県税、市町村税）※写し可
符号	様式番号	企画提案時の提出書類
1	様式第7号	ESCO提案書等提出届
2	様式第8号の1	提案総括表（提案の概要）
3	様式第8号の2	提案総括表（改修提案項目一覧表）
4	様式第8号の3	提案総括表（契約内容提案書）
5	様式第9号の1	事業資金計画書（事業収支計画書）
6	様式第9号の2	事業資金計画書（工事予算等経費計画書）
7	様式第10号	現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書
8	様式第11号	照明灯管理システムに関する提案書
9	様式第12号	業務工程計画書
10	様式第13号	工事中の対応・廃棄リサイクル計画書
11	様式第14号	使用機器提案書
12	様式第15号	維持管理等提案書
13	様式第16号	計測・検証計画書
14	様式第17号	その他（追加サービス）に関する提案書
15	様式第18号	市内業者の活用に関する提案書
16	様式第19号	契約終了後の対応
その他の提出書類		
17	提案書提出時	見積書

※その他提出書類については、うるま市入札参加資格者登録名簿に登録され、かつ、当該業務委託に対応するとして定めた種目について登録が認められた者は提出不要。

（３） スケジュール（予定）

本プロポーザルにおけるスケジュールは次のとおりとする。

参加意向申出書受付期間	令和7年7月1日（火）から 令和7年7月28日（月）午後5時まで
質問書受付期間	令和7年7月1日（火）から 令和7年7月9日（水）午後5時まで
質問回答の公表	令和7年7月14日（月）
参加資格確認結果通知書交付日 提案要請書の通知	令和7年7月31日（木）
企画提案書等提出期間	令和7年8月1日（火）から 令和7年8月18日（月）午後5時まで
一次審査結果通知	令和7年8月26日（火）
プレゼンテーション実施日	令和7年9月3日（水）13:30～ ※予定

結果通知日	令和7年9月10日（水）
契約締結	令和7年10月1日（水）※予定
設備改修	契約締結日～令和8年5月29日（金）※予定
検収及び設備改修費支払い	令和8年6月（予定）
維持管理	令和8年7月（予定）～令和18年3月末

2 担当部署及び問い合わせ先

〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号 本庁舎西棟2階

うるま市 都市建設部 維持管理課 担当 荻堂、内之宮

電話 098-923-7600 FAX 098-923-7604

メールアドレス ijikanri-ka@city.uruma.lg.jp

3 応募概要

（1）応募要件

- ア 応募者は、ESCO 事業を行う能力を有する企業を含む共同企業体（以下「グループ」という。）とし、グループ内すべてが日本国内の企業とする。
- イ 事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、業務遂行の責を負うものとする。
- ウ 参加意向申出時に、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- エ 応募者は、応募、提案及び契約等に関する諸手続きを行うこと。
- オ グループの代表者及び構成員は、他のグループの代表者、構成員となることはできない。

（2）応募者の役割

- ア 応募者は次の役割を全て担い、グループの場合は、各構成員が次の役割を分担するものとする。なお、役割は兼務することができるものとし、その他役割は複数の企業で構成することもできるものとする。
 - ① 事業役割
本市との対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負う。
 - ② 調査・設計役割
設備設計及び電力契約の整合に関する業務を実施する。
 - ③ 施工役割
施工計画、施工管理及び施工に関する業務を実施する。
 - ④ 維持管理役割
維持管理に関する業務を実施する。

⑤ その他役割

上記①から④のほか、必要な役割を担う。

- イ 応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の役割に関する合意書（任意様式）を本市に提出すること。なお、その合意書には、役割の構成企業全員が連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

（３） 応募者の資格要件

応募者の資格要件は、次のとおりとし、グループとしてこれらの要件を満たすこととする。

- ア 応募者は、参加意向申出書及び資格確認書類（以下「参加意向申出書等」という。）により、本業務説明資料の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- イ 応募者は、各種対策により対象設備のエネルギー削減効果を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は、保証措置を講じることができる者であること。
- ウ ESCO 設備導入後のエネルギー削減量及び削減金額を計測及び検証することができる者であること。
- エ 事業運営、維持管理及びシステムサポートを円滑に行うため、迅速な対応ができる者であること。
- オ グループの構成員は、沖縄県内に本店、支店、営業所のいずれかを有すること。
- カ 事業役割を担う者は、道路、公園、港湾、公共施設いずれかの照明施設（外灯）を対象とした ESCO 事業の事業役割としての実績を有すること。
- キ 施工役割を担う者は、以下の要件を全て満たす者とする。
- （ア）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、電気工事に係る特定建設業の許可を受けた者。
- （イ）うるま市内に本店を有し、かつ過去 3 年間（令和 4 年度以降）に本市発注の道路等照明施設の設置又は修繕業務と同種又は類似業務を 3 件以上受注した実績がある者。
- （ウ）令和 7・8 年度うるま市競争入札参加資格（電気）の認定を受けている者。
- ク 維持管理役割を担う者は、以下の要件を全て満たす者を 1 者以上含むこと。
- （ア）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、電気工事に係る建設業の許可を受けた者。
- （イ）うるま市内に本店を有し、かつ過去 3 年間（令和 4 年度以降）に本市発注の道路等照明施設の設置又は修繕業務と同種又は類似業務を 3 件以上受注した実績がある者。
- （ウ）令和 7・8 年度うるま市競争入札参加資格（電気）の認定を受けている者。

- ケ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- コ 「うるま市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成 17 年告示第 12 号）」別表及び「うるま市庁舎等管理及び物品製造指名業者選定委員会要綱（平成 30 年訓令第 5 号）」別表（以下「指名停止措置要綱」という。）による入札参加停止期間中でないこと。ただし、名簿登録者以外の者にあつては、当該プロポーザル方式への参加申込期限の日から受託候補者の特定の日まで、指名停止措置要綱に該当する行為を行っていない者であること。
- サ 令和 7・8 年度うるま市競争入札参加資格（電気）の認定を受けている者を含むこと。上記認定を受けていない構成員については、1 年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を参加意向申出書の提出期限日までに提出した者であり、国税及び納付期限が到来しているうるま市税に未納がない者であること。
- シ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- ス 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- セ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役またはこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ソ 本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

（４） 地元業者の活用

使用する資機材、グループの構成員及び下請・再委託先の選定においては、可能な限り市内の事業者を優先的に活用し、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。

4 参加手続き等

（１） 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類を

提出すること。

ア 提出期限 令和7年7月28日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出先 「2.担当部署及び問合わせ先」に記載

ウ 提出方法 持参または郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

エ 提出書類

（ア）参加意向申出書（様式第2号の1）

事業役割を担う事業者名で提出するものとする。

（イ）委任状（様式第2号の2）

事業役割について、登記上の事業者が他の事業者（支店等）に対して、本事業に関する業務を委任する場合は、委任内容を記し両者の押印がされた委任状を添付すること。

（ウ）グループ構成表（様式第3号）

グループの構成員の全てを明らかにし、各々の役割（事業役割、施工役割、維持管理役割、その他役割）を明確にすること。また、構成員の間で交わした契約書又は覚書等の写しを添付すること。

（エ）会社概要

会社設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたものとする。

a 会社概要（様式第4号の1）

b 企業状況表（様式第4号の2）

c 有資格技術職員内訳書（様式第4号の3）

・各資格技術職員のうち、各資格の有資格者1名分の資格者証（表・裏）の写しを提出すること。

・表中に記載のない資格を記載したい場合は、「その他」の欄に記載することとし、かっこ書きで資格名称を書くこと。

・施工役割を担う者のうち1者について、監理技術者または主任技術者に免許証（表・裏）の写しを提出すること。なお、所属する事業者名を記すこと。

d 各役割の責任者業務実績表（様式第4号の4）

（オ）ESCO関連事業実績一覧表（様式第5号）

様式に従い、次の項目を網羅した事業実績を提出することとし、実績のある構成員ごとに提出すること。

a 事業件名：契約上の正確な名称を記入すること。

b 発注者：発注者名を記入すること。

- c 受注形態：受注形態の別を記入すること。
- d 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。（千円単位）
- e 契約年月日：契約締結日を記入すること。
- f 契約期間：契約始期及び終期を記入すること。
- g 施設概要：施設の主な用途、構造、規模数量等、改修工事完了年月日を記入すること。
- h 主な契約内容：対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類（ギャランティード・セイビングス又はシェアード・セイビングス）、保証の有無、計測・検証の有無も明記すること。

(カ) 暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）

暴力団員などに該当しないことの誓約書並びに役員指名一覧表（別紙）を提出すること。

役員等氏名一覧表（別紙）には、履歴事項全部証明書に記載されている役員（支店等が契約を締結する場合には、当該支店等の代表者も含む。）全員を記載すること。また、グループの構成員すべてが提出すること。

(キ) 財務諸表

最新決算年度とその前年度の貸貸対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細、注記表（以下、「財務諸表等」）を提出すること（写し可）。本業務において、事業役割を担う事業者の関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表等も提出すること。

(ク) 建設業の許可証明書

施工役割及び維持管理役割を担う者については、建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」又は「一般建設業」の許可証明書の写しを提出すること。

(ケ) 印鑑証明書（その他提出書類1）

所管法務局の発行の証明書の正本で、提出日3か月以内に発行されたものとする。こと。（写し可）。

(コ) 履歴事項全部証明書（その他提出書類2）

提出日前3か月以内に発行されたものとする。こと（写し可）。

(サ) 納税証明書（その他提出書類3）

国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税（法人県民税、法人事業税）、市町村税（法人市町村民税）についての納税証明書又は滞納がないことの証明書で、提出日前3か月以内に発行されたものとする（写し可）。

- (2) 参加に必要な書類作成にあたっての留意点
- ア 提出書類は本実施説明書に基づき作成すること。
 - イ 簡潔に記述すること。
 - ウ サイズは A4 版を標準とし、片面を 1 枚、両面を 2 枚とする。文字サイズは 10.5 ポイントで作成すること。
 - エ 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写の可能性があるため、見易さに配慮をすること。
 - オ 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測算法に定めるものとする。
 - カ 提出書類は、書類符号の順に綴じ、書類符号を記したインデックスを付けた正本 1 部、副本 1 部を提出すること。
- (3) 参加資格確認結果通知書の交付
- ア 日時 令和 7 年 7 月 31 日 (木)
 - イ 交付場所 「2.担当部署及び問合わせ先」に記載
 - ウ その他 電話連絡等はしないこと。
- ※なお、郵送を希望する場合は、(1) の提出時に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。
- (4) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求
- (1) で参加資格がないと認められた者は、発注者に対し、次のとおり説明を求めることができる。
- ア 提出期限 令和 7 年 8 月 6 日 (水) 午後 5 時まで (必着)
 - イ 提出先 「2.担当部署及び問合わせ先」に記載
 - ウ 提出方法 理由説明要求書の持参または郵送
(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。
ただし、持参以外は着信確認を行うこと。)
 - エ 様式 任意様式
- (5) 質問書の提出及び回答
- 本プロポーザルの内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出すること。質問に対する回答は、市HPに公表する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。
- ア 提出期限 令和 7 年 7 月 9 日 (水) 午後 5 時まで (必着)
 - イ 提出先 「2.担当部署及び問合わせ先」に記載
 - ウ 提出方法 持参、郵送、FAX または電子メール
(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。
ただし、持参以外は着信確認を行うこと。)
 - エ 回答及び方法 令和 7 年 7 月 14 日 (月) 市HPへ回答を公表する。
 - オ 様式 質問書 (様式第 1 号)

5 参加資格の喪失

参加意向申出書の提出期限の日または指名通知日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

- ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者でなくなったとき
- イ 第1章4(1)及び第2章1で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年8月18日(月)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 「2.担当部署及び問い合わせ先」に記載
- (3) 提出方法 持参または郵送
(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。)
- (4) 提出資料
 - ア ESCO 提案書等提出届(様式第7号)
 - イ 提案総括表
 - (ア) 提案の概要(様式第8号の1)
提案の全体像がわかるように概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。(A4版3枚以内、図表可)
 - (イ) 改修提案項目一覧表(様式第8号の2)
省エネルギー改修の項目ごとに電気使用量削減量、二酸化炭素排出削減量、電気料金削減量、工事等投資額、単純回収率について記載すること。
 - (ウ) 契約内容提案書(様式第8号の3)
削減予定額、削減保証額、ESCO サービス料等について記載すること。
 - ウ 事業資金計画書
 - (ア) 事業収支計画書(様式第9号の1)
契約期間における本市の事業全体に関する収支計画を作成すること。
 - (イ) 工事予算等経費計画書(様式第9号の2)
初期投資に係る費用を記載のうえ、内訳を添付すること。
 - エ 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書(様式第10号)
既設の照明灯の設置位置及びランプ等の調査方法、調査体制並びに電力契約の調査及び照合方法等について具体的に記載すること。(A4版3枚以内、図表可)
 - オ 照明灯管理システムに関する提案書(様式第11号)
照明灯管理システムの仕様、管理するデータ内容、更新頻度及び地図データ

に使用する基本地図等について記載すること。また、操作性、信頼性、利便性及び拡張性についてアピールポイントを記載すること。(A4 版 3 枚以内、図表可)

カ 業務工程計画書(様式第 12 号)

事業のスケジュールを記載すること。また、工程管理において特に重要と判断する事項について提案があれば記載すること。(A4 版 2 枚以内、図表可)

キ 工事中の対応・廃棄リサイクル計画書(様式第 13 号)

工事施工に当たり、施工体制・電気料金契約の更新体制、既存設備撤去後の処理方法について記載すること。また、その他安全管理、工程管理、品質管理等において特に重要と判断する事項、ESCO 設備の引き渡しに関する内容及び本市の利益創出に繋がる提案があれば記載すること。(A4 版 5 枚以内、図表可)

ク 使用機器提案書(様式第 14 号)

提案する使用機器に関して、使用する機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他灯具仕様に基づいた内容説明、数値的根拠について記載すること(根拠資料添付)。また、既設のデザイン照明灯を LED 化する手法等及び自動点滅器、安全開閉器、ケーブル、分電盤等に関する対応方針並びに設置箇所に応じた LED 照明灯の選定方法についても記載すること。
(A4 版 5 枚以内、図表可とし、灯具等の仕様書については枚数制限に含めない。)

ケ 維持管理等提案書(様式第 15 号)

(ア)維持管理計画書

ESCO 設備の維持管理業務に関する計画内容について記載すること(緊急時及び通常時のそれぞれで記載すること)。また、既に LED 化済みの照明灯を含めた維持管理等についての提案、コスト削減、サービス水準の向上及び保証面等で工夫している点並びに加入する賠償保険の内容等について記載すること。加えて、ESCO 設備の維持管理に関する月次実績報告書式案、定期点検に関する仕様及び報告書式案を添付すること。
(A4 版 3 枚以内、図表可とし、書式案については枚数制限に含めない。)

(イ)維持管理見積書

毎年要する経費とその算出根拠を記載すること。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

コ 計測・検証計画書(様式第 16 号)

(ア)エネルギー削減効果の計測及び検証方法

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための適切な計測・検証方法を記載すること。

(イ) 計測・検証費用見積書

毎年要する費用及び算定根拠を記載すること。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

(ウ) その他

計測・検証業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば記載すること。(A4 版 2 枚以内)

サ その他(追加サービス)に関する提案書(様式第 17 号)

事業者独自のノウハウや工夫に基づくその他追加提案がある場合は、独自に提案できる内容について記載すること。(A4 版 2 枚以内図表可)

シ 市内業者の活用に関する提案書(様式第 18 号)

ESCO 事業における市内業者の積極的な活用について、具体的に記載すること。(A4 版 2 枚以内、図表可)

ス 契約終了後の対応(様式第 19 号)

業務完了時の ESCO 設備の引渡し及び契約終了後の対応、ESCO 設備の取扱いについて記載すること。(A4 版 2 枚以内、図表可)

セ 見積書(任意様式)

提案上限額の範囲内で、内訳を含めた見積書を作成すること。また、道路、公園、港湾、市営住宅並びにその合計がわかるように作成すること。

2 企画提案書等の作成にあたっての留意点

- (1) 提出書類は、書類符号の順に綴じ、書類符号を記した表紙及びインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを 11 部(正本 1 部、副本 10 部)提出すること。
- (2) 提出書類は本実施説明書に基づき作成すること。
- (3) 提案は、簡潔に記述すること。
- (4) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (5) 企画提案書等のサイズは A4 版を標準とし、片面を 1 枚、両面を 2 枚とする。文字サイズは 10.5 ポイントで作成すること。なお、図や表などは A3 版折込も可とする。
- (6) 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとする。
- (7) 消費税率及び地方消費税率の合計は、10%として算定すること。
- (8) 具体的な設計図、模型(模型写真含む)、透視図等の使用は不要とする。
- (9) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写の可能性があるため、見易さに配慮をすること。
- (10) 提出書類は、書類符号の順に綴じ、書類符号を記したインデックスを付け提出すること。
- (11) CO₂削減根拠等についての資料作成にあたっては、「地球温暖化対策事業効果算定

ガイドブック (http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html)」を参考とすること。

3 提案書における提示条件

応募者は次の条件に基づき提案書を作成する。

- (1) ギャランティード・セイビングス契約を実施できること。
- (2) 市の事業スケジュールに基づき、調査、工事等を遂行することができること。
- (3) 維持管理計画書を提出し、市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行えること。
- (4) 維持管理事業期間中に市が新設した LED 道路照明灯や、開発行為等により維持管理者以外のものが設置し、市に移管される LED 照明灯についても、システムにデータを繁栄したうえで契約終了まで維持管理を行うこと。
- (5) 「第1章1(3) スケジュール(予定)」で示した設備改修期間内に工事が完了しない場合、LED 化工事が完了するまで、電気料金を含む遅延に起因する費用は事業者が負担すること。ただし、災害又は天候不順等の理由により工期の延長を検討する必要がある場合は、安全確保の見地から、市と協議を行うものとする。
- (6) ESCO 契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に届かなかった場合、その分を保証すること。

4 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) 第2章1～3に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった者の提案。
- (5) 見積金額が、本プロポーザル方式実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。

5 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、特定を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがある。

- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (7) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (8) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (9) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- (10) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。
- (11) 構成員の変更は認めない。ただし、事業役割と構成員間の契約無効などのやむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市が認めたときはこの限りではない。
- (12) 提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、市が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日補足資料の提出を求めることがある。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 審査の手続き

審査は、発注者が選定した選定委員会が別紙「評価基準」に従い、次のように行う。

(1) 審査の実施

ア 第1次審査

(ア) 提出された企画提案書等は、評価基準に従い基本事項について書面審査を実施する。

(イ) 応募者多数の場合は、企画提案書等の提出後に第1次審査にて上位3者を選出し、第1次審査（基本事項）の結果は書面により令和7年8月26日（火）までに通知する。

※ 上位3者のみ第2次審査を実施する。

イ 第2次審査（選定委員による提案書審査）

(ア) 提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

(イ) プレゼンテーションは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するものとする。パソコンの使用を認めるが、スクリーン及びプロジェクター（HDMIまたはVGA）以外の機器は各自用意すること。また、提出された企画提案の内容以外の追加説明は認めない。

- プレゼンテーションの実施日は、令和7年9月3日（水）13:30～を予定して

いる。詳細については対象者に別途連絡する。

(ウ) プレゼンテーションは、「2.担当部署及び問合わせ先」に記載の場所にて実施する。詳細については対象者に別途連絡する。

(エ) プレゼンテーションの出席者は4人以内とし、時間は1者あたり40分程度（説明25分、質疑15分程度）を予定している。

2 受託候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書等の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 特定・非特定の通知
提案者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和7年9月10日（火）に通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次の

(1)(2)に該当することになった場合には、本プロポーザルにおける受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

- (1) 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
- (2) 第1章4(1)及び第2章1(4)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

4 審査結果に対する異議申し立てについて

審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

第4章 その他

発注者が本プロポーザルのために作成した資料は、発注者の了解なく公表、使用することはできないものとする。

別紙 評価基準

評価項目		評価の着眼点	配点	
第一次審査	(1) 基本事項	①会社概要・財務状況・収支計画・資金計画	企業状況、財務状況などから判断して、10年間にわたる本事業内容を遂行する能力を有すると認められる	5
		②事業実施体制	有資格職員の体制、各役割責任者の実績等が十分か	5
		③実績	ESCO事業の実績があり、提案内容の確実な履行が見込まれる（最大5件）	5
		④地域精通度	過去3年以内にうるま市発注の道路等照明施設の設置又は修繕業務と同種又は類似業務に従事した実績	5
		⑤削減効果	削減保証額、事業費などから判断して、削減効果が確実に期待できること	15
第二次審査（提案書審査）	(2) 技術的評価	①業務工程	根拠が示された現実的な業務工程で、特に初年度で行うべき業務の確実な履行が見込まれる	5
		②現地調査	効果的、効率的に現状を把握するとともに、調査方法等に高い精度品質が期待でき、電力契約手続きを実施するための具体的な工夫や提案がある	5
		③照明灯管理システム	操作性、信頼性、利便性及び拡張性に優れている	5
		④使用機器	夜間照度、消費電力、耐用年数など使用するLED照明灯の性能が優れ、信頼性の高い製品である	5
			適切な夜間照度を確保することを目指し、現地調査にて設置場所に応じた灯具選定である	5
		⑤管理表・施工計画	施工体制が施工計画に見合ったものであり、かつ近隣住民や公園来園者などの安全性、交通への配慮が十分である	5
		⑥リサイクル及び処分	リサイクル及び廃棄処分について具体的な計画がなされ、適正である	5

評価項目			評価の着眼点	配点
第二次審査 (提案書審査)	(2) 技術的 評価	⑦維持管理	ESCO事業期間中において、緊急時を含め、市や地域住民との連絡体制及び故障復旧体制が十分に構築され、適切な対応が見込まれる	5
		⑧エネルギー削減効果の計測・検証	エネルギー削減効果の計測・検証方法が具体的かつ明確に示され、コスト削減及びサービス水準等の向上の視点で工夫している点がある	5
	(3) 地域経済の 活性化	①市内事業者の活用	LED化更新工事及び維持管理等における市内事業者の積極的な活用により、地域経済の活性化が見込まれる	5
	(4) 事業者 提案	①その他の提案	事業者独自のノウハウや工夫に基づく追加提案があり、市にとって有益で具体的な提案である	5
		②契約終了後に関する提案	ESCO設備の引渡し及び契約終了後のアフターケアについて、事業者独自のノウハウや工夫に基づく提案があり、市にとって有益で具体的な提案である	5
	(5) 総合的 評価	①提案全般	提案内容について、提案の根拠及び具体的な説明が示され、わかりやすい内容となっている	5
合計				100

提案者の順位の決定及び最低基準点の設定

- 1 委員ごとに評価点の最も低い順位の者を順位点 1 点とし、その後順位が 1 つ上がるごとに順位点 1 点を加算するが、最上位者には更に 1 点加算したうえで各提案者の順位点を単純集計して評価順位を決定し、最上位者を受託候補者とする。
- 2 点数が同点になった場合は、以下の手順で順位を決定する。
 - ① 「別紙 評価基準」の評価項目「(2)技術的評価」の評価点の合計が高いものを上位とする。
 - ② ①が同点の場合、「別紙 評価基準」の評価項目「(1)基本事項」の評価点の合計が高いものを上位とする。
 - ③ ②が同点の場合、「別紙 評価基準」の評価項目「(4)事業者提案」の評価点の合計が高いものを上位とする。
 - ④ ③で同点の場合は、委員長の順位が高い提案者を上位とする。
 - ⑤ ④で同点の場合は、副委員長の順位が高い提案者を上位とする。
 - ⑥ ⑤で同点の場合は、委員の順番で順位が高い提案者を上位とし、同点の場合は以下繰り返す。
- 3 最低基準点の設定有無
最低基準点は設定しないが、審査の結果、一定水準を満たした企画提案がない場合は、該当者なしとする場合がある。
- 4 提案者が1者の場合の対応
提案者が 1 者となった場合についても審査は実施するものとし、一定水準を満たした企画提案がない場合は、該当者なしとする場合がある。
- 5 提案に対する評価の点数の基準
評価項目ごと、評価の着眼点や配点を基に、提案内容の優劣に応じて付与する点数の基準を定めるものとする。
例えば、次のように段階的に点数を付与するものとする。

高い	普通	低い
5点	3点	1点